

平成21年度鳥羽市環境保全審議会会議録



日 時：平成22年1月15日（金） 午後1時30分～3時30分
場 所：鳥羽市役所 本庁（3階） 第3・4委員会室

1. 開 会 2. あいさつ

〔事務局〕

本日は、お忙しい中、環境保全審議会にご出席いただきありがとうございます。
ただいまから「平成21年度環境保全審議会」を開催させていただきます。私は、
環境課長の中村です。
それでは、当審議会の開会にあたり、木下副市長よりごあいさつを申し上げます。

〔副市長あいさつ〕

先ほど紹介していただきました鳥羽市の副市長の木下です。本日はよろしくお願
い
します。
また、本日はお忙しい中を鳥羽市環境保全審議会にお集まりいただき、市長になり
かわり厚くお礼申し上げます。
平素は行政運営に多大なるご支援いただき、誠にありがとうございます。
さて、皆さんご承知のとおり、昨年政権交代があり、鳩山総理は温室効果ガスを1
990年度比25%削減するという社会的な公約を発表しました。鳥羽市は小さな自
治体ですが、その目標に向かって、この後審議いただく行動計画にいろいろなご意見
をいただきたいと思えます。

[事務局]

本日の出席委員は、13名中9名で「鳥羽市環境保全審議会規則」第5条第2項に規定する会議の成立要件である、委員の過半数以上の出席があることを報告させていただきます。

続きまして、皆様に自己紹介をお願いします。

(席順に自己紹介)

3. 会長・副会長の選出について

[事務局]

次に「会長、副会長の選出」でございますが、「鳥羽市環境保全審議会規則」第4条第2項の規定では、会長、副会長は委員の互選によって選出することになっておりますが、いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。

(事務局一任の声あり)

それでは事務局より提案いたします。会長に古田正美委員、副会長に大川千恵美委員にお願いしたいと思います。

(異議なしの声あり)

それでは、皆様の拍手で確認させていただきます。

(拍手)

ありがとうございました。

ただいま選出されました会長、副会長は、お席のほうへお願いいたします。

それでは、これ以降の審議につきましては、古田会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

[会長あいさつ]

鳥羽水族館の古田です。

先ほどの副市長のあいさつにもありましたように、地球温暖化という問題が大変注目され、世界的には去年はコペンハーゲンで COP15 が行われ、鳩山首相は温室効果ガスを1990年度比25%削減するということをアピールしました。それを踏まえて各自治体や企業等に削減を求めています。

鳥羽市においても、地球温暖化の影響で年々海水温が高い状況にあり、漁業への影響も危惧されています。

こうした状況の中で、私たちは日頃から環境保全に対する意識を高め行動することが重要であると思います。

本日の審議会におきましては、「鳥羽市地球温暖化防止実行計画」を中心にご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

①平成20年度鳥羽市環境保全審議会報告（事務局）

資料1をご覧ください。平成20年度鳥羽市環境保全審議会の報告をさせていただきます。資料の2枚目の4. 報告事項では、公害の種類別苦情件数の報告をいたしました。大気汚染3件、水質汚濁3件、騒音1件、悪臭5件、廃棄物投棄5件でした。この件に関しまして、課を超えての取り組みをご指摘いただきました。

次のページをご覧ください。5. 審議事項では、①地球温暖化防止計画について、審議いたしました。そのときの指摘事項につきまして、特に「地球温暖化防止対策は、市民全体が取り組むべきものである」、「職員ができること、市民ができることを示すべきである」というご意見をいただきました。再度、本日審議をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

次のページをご覧ください。②漂着・漂流ごみ対策について審議いたしました。平成20年10月2日から3日に開催された「海ごみサミット・鳥羽会議」の報告をいたしました。漂流・漂着ごみ対策については鳥羽市だけでは限界があるので国の協力を得るべき、河川上流域に住まわれている方々への啓発をするべき、市民が参加できる海岸ごみの清掃実施や、市役所が中心になってPRをするべきなど貴重なご意見をいただきました。

以上、報告といたします。

（ご意見・ご質問）

委員：近所の人がし尿を家の周囲にまいたり・・・という苦情があるが、今だにこんなことをしているところがあるのか。

事務局：これは離島での苦情であり、家の前の畑にし尿をまいていた。

委員：現場写真はあるのか。

事務局：現場確認当日は、臭いなどの問題はなく、本人に会って確認したところ、昔から家の前の畑にまいていた。家の周囲が狭く臭気の問題となった。

委員：「建設会社の工事で騒音被害を受けている・・・」という苦情があるが、これは公共工事なのか。

事務局：これは県の公共工事であり、県が指導した。

委員：「放流口から白いものが流れていて、硫黄の臭いがする・・・」という苦情があるが、どういう内容か。

事務局：放流口から白く濁った水がでていて、魚の腐った臭いがしたため、県の職員と一緒に現場確認し、水質検査を行った。その後、追跡調査を継続した。県より検査結果の報告があったが、白濁物質の特定には至らず、また排水経路も不明であり、これ以上の調査は難しいことから現場確認を終了した。

委員：工場の排水の可能性もある。

会 長：今後も追跡調査を続けていただきたい。

委 員：このほかに特にひどい苦情はあったか。

事務局：特にありません。

委 員：野外焼却の状況はどうか。

事務局：かなり減ったが、夜に焼いているケースがある。

会 長：発泡スチロールやペットボトルを焼くと有害物質が発生する。

②公害の種類別苦情件数（事務局）

対象期間は平成21年4月から平成21年12月までで、総件数は11件である。

1、大気汚染：2件

○市民よりドラム缶でゴミを焼いているので注意してほしいとの連絡があった。現場確認したところ、自宅前でドラム缶によりゴミの焼却を行っていたため注意した。

○市民より近所でゴミを焼いているので注意してほしいとの連絡があった。現場確認したところ、自宅前でゴミの焼却を行っていたため注意した。

2、水質汚濁：3件

○市民より JR 鳥羽駅前の浄化槽から汚物と汚水が出ているとの連絡があった。現場確認をしたところ、浄化槽上部にある汚泥返送用のエア抜き管から汚物と汚水が出ていた。管理業者に連絡し、改善を依頼した。

○市民より蚊が大量に発生して仕事にならないので、何とかしてほしいとの連絡があった。現場の浄化槽のふたを開けたところ、無数の蚊が飛び出してきて、発生源は浄化槽であることがわかった。浄化槽の管理が徹底されていない様子であるため、管理者に保守点検や清掃をするように伝えた。

○市民より家の前の側溝に黄色い水が流れていて、臭いので何とかしてほしいとの連絡があった。現場を確認したところ、排水口から側溝に黄色い水が出ていて、少し臭いもした。近くに飲食店があるが、そこから流れ出ているかどうかはわからない。県民局の環境室に相談したが、市で注意するしか方法がないとのこと。ひどい状況ではなく事実確認ができないため、当分の間経過確認をしたが、その後連絡はない。

3、騒音：1件

○市民より若杉町内で新築の工事をしていて、鉄骨を運んでいる音が周りに響いてうるさいので、何とかしてほしいとの連絡があった。現場確認をしたところ、鉄骨の運搬作業はすでに終わっていた。現場作業員に近所の方から苦情の電話があったことを伝え、細心の注意を払って作業するように指導した。

4、廃棄物投棄：4件

○市民より中之郷駅と船津駅の放置自転車を何とかしてほしいという依頼があった。建設課と現場確認をしたところ、両駅とも悲惨な状況であった。鳥羽駅職員

との協議の結果、「6月4日から一週間以内に片付けなさい」という警告書を貼り、6月11日までに片付けていない場合は、今回に限り登録番号のない自転車については環境課で清掃センターに搬送し、登録番号のある自転車については、建設課が警察に連絡することになった。

○以前から自分の土地に不法投棄をされており、最近も投棄されたので、撤去してほしいとの連絡があった。現場確認をしたところ、冷蔵庫等の家電、空缶、アスファルト塗装の残骸のようなものが多量に投棄されていた。農道であるため農水商工課が対応した。

○志摩建設部より「堅神町の川にごみが不法投棄されている」との通報があった。環境課でごみの中身を確認したところ、身元がわかるものがあり警察で捜査することとなった。後日、警察より被疑者が見つかったとの連絡があり、清掃センターで本人立会いのもとごみの確認を行った。警察の対応は嚴重注意のうえ、始末書となった。

○鳥羽警察署駅前交番に市民より「ごみ集積所に3台の自転車が不法投棄されている」との通報があり、警察で対応したところ、防犯登録証も残っておらず所有者不明であった。警察より環境課でこの自転車を不法投棄ごみとして処理してほしいとの依頼があり、清掃センターに搬送した。

5、畜犬関係：1件

○近くの住民から犬の放し飼い、鳴き声等の苦情があった。保健所と連絡を取り、見回り等をお願いした。

(ご意見・ご質問)

会 長：ほとんどが簡単に守れる内容ばかりである。特に川への不法投棄が気になるが鳥羽の人なのか。

事務局：志摩建設部より「堅神町の川にごみが不法投棄されている」との通報があった。環境課でごみの中身を確認したところ、身元がわかるものがあり警察で捜査することとなった。後日、警察より被疑者が見つかったとの連絡があり、鳥羽の人もいた。

委 員：農道への不法投棄の被疑者は。

事務局：被疑者はわからなかった。土地の所有者もそこにごみをためていたため、不法投棄しやすい状況であった。今後は状況を改めるように指導した。

委 員：家電の無料回収が気になる。鳥羽市の高丘町で行っていた。

副会長：伊勢市でも行っていた。

事務局：回収した家電は輸出している。

会 長：回収業者は3週間で回収場所を移動する。

事務局：特に駅前の自転車の不法投棄がひどい。

会 長：持ち主が投棄するのか。盗難なのか。

事務局：両方のケースがある。

③河川の水生生物による水質判定調査（事務局）

資料3をご覧ください。この調査は昨年10月に鳥羽市清掃センター住民説明会で松尾町民の方から自分たちの小さい頃と比べると魚が少なくなった。川に魚がいるか見てほしいという意見をいただきました。そのため、河川の水質検査を薬品等使った調査ではなく、河川にすむ生物で水質判定ができる調査を行いました。調査方法は川で生物を採取し、昆虫・エビ・カニ・魚など仲間分けをして観察をします。追加でお配りしました「川の生物を調べよう」をご覧ください。この表に載っている生物と見比べます。

資料3の3枚目をご覧ください。こちらの集計用紙に採取した生物の数を記入して水質階級を判定します。調査は11月10日に道仏川（清掃センター汚水処理施設排水場所周辺）、11月19日に加茂川（松尾菖蒲園周辺）と加茂川（松尾駅周辺）、河内川（加茂中学校周辺）で行いました。調査結果は水質階級Ⅱとなりました。

今回の調査では、季節や気象条件などの影響で水生生物が少なかったと思われる。このことから年間を通して数回の調査を実施したいと思います。

（ご意見・ご質問）

会 長：水質調査は分類がむずかしい。どうやって分類したのか。

事務局：三重県環境学習情報センターに指導していただき、水質調査を行なった。

委 員：水質階級で「きたない水」と「少しきたない水」の違いは。

会 長：水質階級は水の色で判断しているわけではなく、そこにどんな生物が住んでいるかによって判断している。

委 員：水質階級ⅠとⅡの双方に分類される生物がいる場合は、どう判断するのか。

事務局：数を数えて多いほうで判定する。今回はⅡの少しきたないに分類される生物のほうが多かった。

委 員：季節・水温によって違う。冬は水がきれい。

事務局：継続的な調査を実施したい。

会 長：この調査はあくまでも目安である。

委 員：今回の具体的な調査の方法は。

事務局：川の底や石の裏を網ですくって調査した。時間は30分程度。

委 員：川にヒルがいることに驚いた。山や田にいるものだと思っていた。

5. 審議事項

鳥羽市地球温暖化防止実行計画（案）について（事務局）

○計画の目的

「鳥羽市地球温暖化防止実行計画」（以下「実行計画」という。）は、市の事務・事業に関し、省エネルギー、省資源化などを推進することにより、温室効果ガスの排出抑制等を図るとともに、併せて地域の事業者や住民の意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止対策を積極的に推進することを目的とする。

○計画の位置づけ

本実行計画は、第四次鳥羽市総合計画第3章に位置づけている自然を残す取り組みの推進を基礎とし、さらに平成21年4月1日より施行される「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づく「地方公共団体の実行計画」として位置づける。

○計画の期間

2010年度から2019年度までの10年間とする。

また、基準年度については、2008年度とする。

○法律で対象となる温室効果ガス（6種）

鳥羽市は二酸化炭素のみを対象とする。

○基準年度排出量は7,422,377 k g（2008年度）

○目標年度排出量は7,051,259 k g

○1次目標

2014年度の温室効果ガスの総排出量を2008年度の排出量より5%削減する。

○2次目標

2019年度の温室効果ガスの総排出量を2008年度の排出量より10%削減する。

○目標数値根拠

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3で、京都議定書目標達成計画に即して市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を規定している。

京都議定書削減目標は基準年を1990年度としており、基準年の6%を削減するよう目標設定している。当市においては、排出量の測定が、1999年度以降しかないため、その年を基準年にとすると、ごみ分別等の徹底もあり、既に6%を超える削減がされている。

そこで、今回新たに削減目標を設定する必要があることから、2010年度から2019年度の10年間で1年に1%の削減をすることを目標に設定している。

なお、国の削減目標が不明確であるが確定すれば中間年で見直したい。

○市民参画の推進

市での取り組みを市民に公表・啓発して省エネルギーを進める。今後、事業者又は市民が温室効果ガス排出の抑制等に関して行う行動の計画を策定するために地域推進計画の策定を早期に取り組んでいく。

また、国、県が行う事業等にも積極的に参加を呼びかけ、連携して地球温暖化対策に取り組んでいく。

○鳥羽市環境保全審議会

地球温暖化対策を円滑に推進するため、地球温暖化対策に係わる以下の事項について、専門的に審議する。

- ・目的
- ・目標
- ・コミュニケーションの検討の結果、市長の見直しが必要と認められ、環境管理推進委員会から付議された事項

(ご意見・ご質問)

会 長：鳥羽市が二酸化炭素の排出量として計算している燃料の種類は。

事務局：ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス、電気、廃プラスチック量。

会 長：具体的にはどういう業務で排出しているのか。

事務局：ガソリンは公用車、灯油は火葬場、軽油はごみ収集車、A重油は定期船、ガスは炊事場、電気は照明など、廃プラスチックは市全体のプラスチック量。

事務局：別紙は地球温暖化対策地域計画の策定スケジュールである。平成22年度に市民会議検討委員会を立ち上げ、平成24年度に市民会議を設置し、地域計画を策定する。

事務局：実行計画は事業者が作成するもので、地域計画は地域全体の計画である。市全体として二酸化炭素を減らしたい。そのためにはまずは鳥羽市役所としての計画を策定する。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは二酸化炭素以外にもメタンや一酸化二窒素があるが、現段階では排出量を特定するのは難しいために、二酸化炭素を資料としたい。メタン等については市民会議で今後検討したい。

委 員：計画の範囲は。2次目標値も記入すべきである。

事務局：計画の範囲は市役所全体である。2次目標値も追記します。

委 員：昨年までで36%削減し、今後10年間で10%削減した場合、合計で約5割削減することになるが、市役所として可能なのか。

事務局：昨年までで36%削減できた理由は、1999年度は分別がされていなかったため、廃プラスチック量が多かったから。2002年度に分別が開始され、廃プラスチック量が大きく減ったため、二酸化炭素の排出量を36%削減することができた。

委員：鳥羽市役所としては二酸化炭素の排出量はそんなに減少していないことになるのか。

事務局：1999年度を基準年度にすると努力せずに目標を達成することになるので、2008年度の基準年度にして努力していきたい。今からの10%削減は非常に高い目標である。

会長：メタンや一酸化二窒素についても二酸化炭素で換算すべきである。県は換算しているのか。他市では換算しているところもある。

委員：県や他市町の状況を調べて事務局に報告します。

事務局：津市と鈴鹿市はメタンと一酸化二窒素を換算しているが、非常に低い割合である。

会長：他市町と比較するためには、統一すべきである。

委員：火葬場の二酸化炭素の排出状況は。

事務局：灯油の使用量で計算している。

委員：市のごみ収集車をハイブリット化する必要がある。

委員：A重油の使用は多いのか。

事務局：定期船の燃料として使っている。

委員：観光客の増えた場合、5%の目標は難しいのでは。

会長：廃プラスチック量を削減するには、再利用を進める必要がある。

事務局：地球にやさしい政策を進め、観光客が増えても二酸化炭素が減るという方向に持っていきたい。今回の計画はそのためのものでもある。全体のごみ量は減っているが、事業系のごみ量は減っていない。何とか事業系のごみ量を減らしたい。

事務局：最近、エコホテルやエコレストランも全国的に増えている。

会長：観光客を増やすにはまずは町をきれいにすることが必要。

委員：今後は市民にも協力してもらうのか。

事務局：地域計画を5年間かけて策定する予定。

委員：鳥羽市役所が目標を達成できない場合はどうするのか。

事務局：まずは目標達成を目指す。できなかった場合は反省して次につなげていきたい。

会長：計画の期間に「施行後何年ごとに見直す」というような文言も追記すべきである。

事務局：見直しの項目を追記します。

委員：テレビで二酸化炭素を25%削減しても意味がないという報道があるが本当はどうなのか。

会長：まずは減らそうとする取組が重要である。できるところからやっていくことが必要である。

委員：高齢者が多く、分別を指導することが難しい。

会 長：メタンや一酸化二窒素の換算など県の取組を事務局に報告してください。

6. その他

[事務局]

伊勢志摩地域ごみゼロ推進交流会・講演会の案内（平成22年2月13日）

[会 長]

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、本日の「環境保全審議会」を終了させていただきます。

長時間にわたり委員の皆さんの貴重な意見を賜りありがとうございました。

皆様のご協力により無事終了できました。ありがとうございました。

[事務局]

古田会長さん、大川副会長さんありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心なご審議をいただきありがとうございました。

本日の基調なご意見等につきましては今後の環境行政に反映したいと思います。

ありがとうございました。